

雫石町教育委員会非常勤職員（埋蔵文化財発掘調査員）募集要項

1. 応募資格

- ①学校教育法に基づく4年制大学において考古学を専攻し学士を取得済み、もしくはこれと同程度の専門知識を有すること。
- ②埋蔵文化財発掘調査の現場において、調査員として勤務した経験を有すること。
- ③測量作業・測量機器の操作・図面作成・写真撮影を行えること。
- ④発掘調査報告書の作成経験があること。
- ⑤パソコン操作（エクセル、ワード、イラストレーター、フォトショップ）ができること。
- ⑥普通自動車免許を有すること。

* 地方公務員法第16条に該当する人は応募することができません。

【参考】地方公務員法抜粋

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 採用予定人数

1人

3. 雇用期間

平成30年4月1日（日）～平成31年1月31日（木）

（ただし、平成31年3月31日（日）まで更新する場合があります。）

4. 勤務条件

- ・職務 (1) 埋蔵文化財発掘調査及び出土資料整理・報告書作成
(2) 資料整理・調査及び研究
- ・勤務形態 勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの月曜～金曜（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除きます。）
- ・勤務場所 発掘調査現場及び町内文化財遺物整理施設
- ・給与 賃金日額 9,530 円（このほか、要件を満たす場合は交通費を支給します。）
- ・社会保険 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入することとなります。
- ・兼業制限 許可なくほかの仕事に従事することは認められません（地方公務員法第 38 条「営利企業従事制限」）。

5. 応募手続

- (1) 受付期間 平成 30 年 3 月 1 日（木）～3 月 12 日（月）
- (2) 提出書類 ①臨時・非常勤職員登録申込書兼履歴書
②調査等実績調書
※①②ともに、別添の様式をコピーまたは雫石町ホームページからダウンロードしてご使用ください。
- (3) 提出方法 雫石町教育委員会事務局生涯学習課（雫石町中央公民館：岩手県岩手郡雫石町上曾根田 114 番地）まで持参するか、郵送で提出願います（郵送の場合は、3 月 12 日必着のもの）。

6. 選考方法等

- (1) 選考方法 書類審査及び面接
- (2) 面接日時 平成 30 年 3 月 16 日（金）
- (3) 面接場所 雫石町中央公民館
- (4) 選考結果発表 平成 30 年 3 月第 4 週に本人宛て郵便で通知します。

【問い合わせ】

雫石町教育委員会事務局 生涯学習課（雫石町中央公民館内）

TEL 019-692-4181